

身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）

総括表

氏名	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生（歳）	男女
住所					
① 障害名（部位を明記）					
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ）			
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場 所					
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日					
⑤ 総合所見					
[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 年 月]					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
年 月 日					
病院又は診療所の名称 所 在 地					
診療担当科名 科 医師氏名 印					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に					
・該当する（ 級相当）					
・該当しない					
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。					
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（様式第2号 別紙2（その2））を添付してください。					
3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。					

6 その他の臨床所見

ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。
(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。

